

第 2 号議案

令和 5 年度 大分県公債管理特別会計予算

令和 5 年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,488,548千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 124,488,548
	1 繰 入 金	80,924,548
	2 県 債	43,564,000
歳 入 合 計		124,488,548

歲 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		124,488,548
	1 公 債 費	124,488,548
歲 出 合 計		124,488,548

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 43,564,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第 3 号議案

令和 5 年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,263,259千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		千円 117,263,259
	1 分担金及び負担金	30,156,125
	2 国庫支出金	33,669,662
	3 財産収入	23,696
	4 繰入金	7,124,315
	5 諸収入	46,289,461
歳 入 合 計		117,263,259

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		117,263,259
	1 国民健康保険事業費	117,263,259
歳 出 合 計		117,263,259

第4号議案

令和5年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ120,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		120,970
	1 繰 入 金	37,058
	2 繰 越 金	8,852
	3 諸 収 入	55,060
	4 県 債	20,000
歳 入 合 計		120,970

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		120,970
	1 母子父子寡婦福祉資金	120,970
歳 出 合 計		120,970

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 20,000	証書借入れの方法により、国庫から借り入れる。	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法の定めるところによる。

第5号議案

令和5年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和5年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		45,401
	1 繰 入 金	13,942
	2 繰 越 金	3,484
	3 諸 収 入	27,975
歳 入 合 計		45,401

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		45,401
	1 中小企業設備導入資金	45,401
歳 出 合 計		45,401

第 6 号議案

令和 5 年度 大分県流通業務団地造成事業特別会計予算

令和 5 年度大分県流通業務団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 131,711千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 流通業務団地造成事業費		千円 131,711
	1 財 産 収 入	131,711
歳 入 合 計		131,711

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 流通業務団地造成事業費		131,711
	1 土地造成費	131,711
歳 出 合 計		131,711

第7号議案

令和5年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,302,727千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,300,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	523,568
	3 諸 収 入	588,932
2 業 務 勘 定		2,727
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	102
歳 入 合 計		1,302,727

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		1,300,000
	1 林業・木材産業改善資金	550,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		2,727
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	102
歳 出 合 計		1,302,727

第 8 号議案

令和 5 年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 5 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,585千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提 出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円
		200,000
	1 繰 越 金	184,389
	2 諸 収 入	15,611
2 業 務 勘 定		1,585
	1 繰 入 金	1,585
歳 入 合 計		201,585

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		200,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	200,000
2 業 務 勘 定		1,585
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,585
歳 出 合 計		201,585

第9号議案

令和5年度 大分県県営林事業特別会計予算

令和5年度大分県県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 603,680千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円 603,680
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	39
	2 財 産 収 入	470,193
	3 繰 入 金	104,008
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	10,439
	6 県 債	19,000

歳 入 合 計		603,680

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		603,680
	1 県 営 林 事 業 費	327,868
	2 県 民 有 林 事 業 費	275,812
歳 出 合 計		603,680

第 2 表

地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
伐 採 事 業 費	千円 8,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であつても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県 営 林 造 成 事 業 費	11,000			
合 計	19,000			

令和5年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和5年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,000,466千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		1,000,466
	1 財 産 収 入	997,500
	2 繰 入 金	2,866
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		1,000,466

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		1,000,466
	1 土地造成費	1,000,466
歳 出 合 計		1,000,466

第11号議案

令和5年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和5年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,549,611千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 5,549,611
	1 使用料及び手数料	1,302,422
	2 財産収入	149,125
	3 諸収入	67,064
	4 県債	4,031,000
歳 入 合 計		5,549,611

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 港湾施設整備事業費		5,549,611
	1 港湾施設整備事業費	5,549,611
歳 出 合 計		5,549,611

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 大分港荷役機械整備事業	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	千円 650,000
2 港湾機能施設整備事業	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	160,000

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 4,031,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第12号議案

令和5年度 大分県用品調達特別会計予算

令和5年度大分県用品調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,360,926千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月27日提出

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 用 品 調 達 費		千円 2,360,926
	1 用 品 収 入	2,360,000
	2 繰 越 金	926
歳 入 合 計		2,360,926

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 用 品 調 達 費		2,360,926
	1 用 品 調 達 費	2,360,926
歳 出 合 計		2,360,926